

# 第138回

# 定時株主総会 招集ご通知

## 日時

2022年6月29日(水曜日)  
午前10時

## 場所

仙台市青葉区中央三丁目3番20号  
当行本店4階会議室

(末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。)

郵送または  
インターネット等による  
議決権行使期限

2022年6月28日(火曜日)  
午後5時まで



## 目次

ごあいさつ	1
第138回定時株主総会招集ご通知	2
議決権行使についてのご案内	3
添付書類	
第138期事業報告	7
計算書類	33
連結計算書類	35
監査報告書	37
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	42
第2号議案 定款一部変更の件	43
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く) 10名選任の件	46
第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件	54
株主総会会場ご案内略図	末尾ご参照

### 新型コロナウイルス感染症に関するお知らせについて

- ・新型コロナウイルス感染症の感染防止を図る観点から、書面(郵送)またはインターネット等による事前の議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。
- ・株主総会にご出席される株主の皆さまにおかれましては、株主総会開催日時点での感染の状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスクの着用など感染予防策にご配慮いただきますようお願い申し上げます。
- ・株主総会の会場内や運営面において、感染予防のための措置を講じてまいりますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主さまへのお土産をご用意しておりません。あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。

# ごあいさつ

株主の皆さまには、日頃より七十七銀行をお引き立ていただきまして、  
誠にありがとうございます。

第138回定時株主総会の開催にあたり、ここに招集ご通知をお届けいたしますので、  
ご高覧いただければ幸いに存じます。

取締役頭取

小林 英文



## 行 是

---

銀行の使命は、信用秩序の維持と預金者保護の精神を旨とし、自らの創意と責任において資金の吸収と信用の創造を行ない、もって国民経済の発展に寄与することにある。

この公共的使命に基づき、当行は地方銀行として、自己の利益と公共の利益との調和をはかりながら、地域社会に貢献する。

以上の理念に立脚し、ここに当行に職を奉ずるものよるべき軌範を定める。

### 一、奉仕の精神の高揚

銀行の発展は、  
地域社会の繁栄とともにあることを認識し、  
つねに奉仕の精神の高揚につとめる。

### 一、信用の向上

銀行の生命は信用にあることを銘記し、  
つねにその向上につとめる。

### 一、和協の精神の涵養

和協の精神は、  
職務遂行の根幹であることを自覚し  
つねにその涵養につとめる。

---

株 主 各 位

仙台市青葉区中央三丁目3番20号

株式会社 **七十七銀行**

取締役頭取 小林 英文

## 第138回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当行第138回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、議決権行使を郵送またはインターネット等でも行うことができます。事前に議決権行使される場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」(3~6頁)に沿って**2022年6月28日(火曜日)午後5時まで**に議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時	2022年6月29日(水曜日)午前10時
2. 場 所	仙台市青葉区中央三丁目3番20号 当行本店4階会議室
3. 目的事項	<b>報告事項</b> 1. 第138期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業報告の内容および計算書類の内容報告の件 2. 第138期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 <b>決議事項</b> <b>第1号議案</b> 剰余金の処分の件 <b>第2号議案</b> 定款一部変更の件 <b>第3号議案</b> 取締役(監査等委員である取締役を除く)10名選任の件 <b>第4号議案</b> 監査等委員である取締役1名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項	議決権の不統一行使の事前通知 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日 の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を 当行にご通知ください。

以 上

## 議決権行使についてのご案内

以下のいずれかの方法にて、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

### 当日、株主総会へご出席の場合



- ・同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- ・議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ※ 当日は節電のため会場内の温度を高めに設定しておりますので、株主の皆さまにおかれましては、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

株主総会  
開催日時

2022年6月29日(水曜日) 午前10時

### 当日、ご出席されない場合



#### ●郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限 2022年6月28日(火曜日) 午後5時到着分まで



#### ●インターネット等による議決権行使

当行指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.e-sokai.jp>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2022年6月28日(火曜日) 午後5時まで

詳しくは、次頁(4～6頁)をご確認ください。

#### <重複行使の取り扱い>

議決権行使書面とインターネット等による方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただき、インターネット等により、複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

※ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」ならびに連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ホームページ (<https://www.77bank.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。

したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人および監査等委員会が監査報告書を作成するに際して監査をした計算書類および連結計算書類の一部であります。

※ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ホームページ (<https://www.77bank.co.jp/>) に掲載させていただきます。





## スマートフォンの場合（スマート行使<sup>®</sup>による方法）

「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

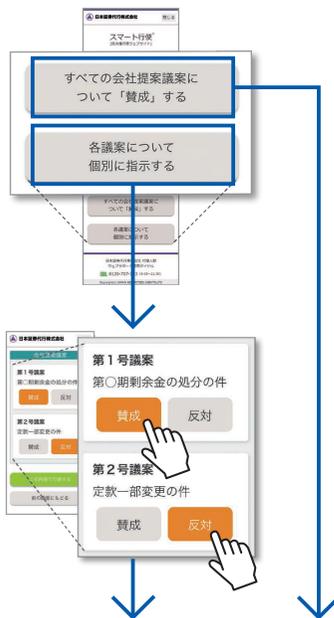
### 1 QRコードを読み取る

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



### 2 議決権行使方法を選ぶ

議決権行使ウェブサイト画面が開くので、議決権行使方法を選びます。



### 3 各議案の賛否を選択

画面の案内に従って各議案の賛否を選択します。

**画面の案内に従って行使完了です。**

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力ください。詳しくは、同封の「スマート行使<sup>®</sup>」の使い方をご覧ください。

※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



ご注意

1. 議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
2. インターネットによって、複数回、または、パソコンと携帯電話等で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
3. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の通信料金等は、すべて株主さまのご負担となります。

#### 機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

#### 《インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ》

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 日本証券代行株式会社 代理人部  
ウェブサポート専用ダイヤル ☎ 0120-707-743（フリーダイヤル）  
受付時間 9:00～21:00（土曜・日曜・祝日も受付）

## 添付書類

第138期（2021年4月1日から  
2022年3月31日まで）事業報告

## 1. 当行の現況に関する事項

## (1) 事業の経過及び成果等

## 〈主要な事業内容〉

当行は、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務のほか、社債受託業務、代理業務、債務の保証（支払承諾）、国債等公共債・投資信託・保険商品の窓口販売などの業務を行っております。

## 〈金融経済環境〉

当期のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の再拡大や供給制約などから持ち直しの動きは緩慢なものとなりました。一方、主要営業基盤である宮城県の景況は、東日本大震災からの震災復興需要の反動や新型コロナウイルス感染症の再拡大などが一部で下押し要因となりましたほか、資源価格の上昇などから総じて足踏み感がうかがわれる動きとなりました。

こうしたなか、金利情勢については、米国における金融引き締めへの政策転換を受けて、国内の長期金利は上昇基調で推移したものの、日銀が許容する変動幅として示している0.25%が上限となり、米国との金利差が拡大しました。一方、短期金利は、引続きマイナス圏で推移しました。このような金利情勢を受けて、為替相場は、期初の1ドル＝110円台から、期末の1ドル＝122円台まで円安が進行しました。

また、株価は、各国の金融・財政政策による経済正常化への期待から、2021年9月には日経平均株価が3万円を上回りましたが、期末にかけては、地政学リスクの高まりにより不安定な相場が継続し、期末の日経平均株価は2万7千円台となりました。

## 〈事業の経過及び成果〉

このような金融経済環境のもとで、当行は、株主・お取引先の皆さまのご支援のもと役職員が一体となって事業活動の推進に努めてまいりました。

## 〈東日本大震災の影響を踏まえた対応等〉

2011年3月に発生した東日本大震災による甚大な被害を踏まえ、当行は、地域と共にある金融機関として、地域社会・経済の復興や発展に貢献するため、金融サービスの安定的な提供と継続的な金融仲介機能の発揮に努めてまいりました。

被災された事業者のお客さまへの対応としましては、資金面にとどまらず販路

開拓・拡大などの経営課題の解決に向けた取組みを継続しましたほか、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構等の外部機関や、当行審査部に駐在する外部専門家などと連携し、経営改善や事業再生支援に向けたコンサルティング機能の発揮に取り組みました。

### (主要な事業施策等)

- イ. デジタル化の進展や新型コロナウイルス感染症の感染拡大を背景としたインターネット上での各種手続に対するニーズの高まりにお応えするため、お客さまがスマートフォンやタブレット端末等から外国送金の申込を行い事前に来店予約を行うことが可能な「おうちでSurFIN（サーフィン）」の取扱いを開始しましたほか、「七十七銀行アプリ」において、インターネットバンキングの機能である振込や振替等が利用可能となるようリニューアルしました。
- ロ. 東日本電信電話株式会社と「地方創生に向けた連携に関する協定」を締結し、お客さまにおけるIT・デジタル化やDX（デジタルトランスフォーメーション）への取組みをワンストップで支援する体制を整備しました。
- ハ. コンサルティング力の強化に向けて営業推進部門の体制を整備するため、営業統轄部内に富裕層・高齢者のお客さまの幅広いニーズにお応えする「ウェルスマネジメント室」を設置のうえ、コンサルティング営業部コンサルティング営業課を統合しましたほか、コンサルティング営業部のコーポレートファイナンス課を「ストラクチャード・ファイナンス課」に名称変更し、ストラクチャード・ファイナンスにかかる推進体制の強化を図りました。
- ニ. お客さまのライフプランに応じた保険の設計・見直し等のニーズにきめ細かく対応するため、当行3か所目となる保険専用窓口「77石巻ほけんプラザ」を蛇田支店に設置しました。
- ホ. お客さまの多様化する課題の解決に向け、七十七グループとして、経営権取得を伴う投資（マジョリティ投資）により、従来以上に踏み込んだコンサルティング機能を発揮するとともに、地域の持続的な発展を「地域のヒト・モノ・カネ」で支えるプラットフォームの構築を目的として、「七十七パートナーズ株式会社」を設立しました。また、事業承継に課題を抱える地域企業を支援するために「七十七パートナーズ第1号ファンド（七十七パートナーズ第1号投資事業有限責任組合）」を組成しました。
- ヘ. お客さまと七十七グループの持続的な成長の実現に向けて、サステナビリティに係わる企画・立案体制の強化を図る観点等から、総合企画部内に「サステナビリティ推進室」を新設し、SDGs（持続的な開発目標）に対する具体的な取組みを掲げた「SDGs実践計画」および関連する項目にかかるKPIを策定しました。
- ト. 高齢社会の到来に伴う課題に対して適切に対応する観点等から、各営業店の地域を管轄する「地域包括支援センター」と協働で「健康・福祉相談会」を開催するなど、連携を強化しました。

## (当期の業績)

当期の業績は、次のようになりました。

### 預 金 (譲渡性預金を含む)

預金（譲渡性預金を含む）は、個人預金および法人預金が増加しました結果、2,946億円増加し、期末残高は8兆8,463億円となりました。なお、預金と公共債・投資信託・保険等の預り資産を合わせた期末残高は3,131億円増加し、9兆3,578億円となりました。

### 貸 出 金

貸出金は、地元中小企業向け貸出および個人向けの消費者ローンを中心に増強に努めました結果、2,427億円増加し、期末残高は5兆3,402億円となりました。

### 有価証券

有価証券は、社債が減少したものの、国債および地方債等が増加したことから157億円増加し、期末残高は3兆1,317億円となりました。

### 内国為替取扱高

内国為替取扱高は、6,211億円増加し、48兆4,376億円となりました。

### 外国為替取扱高

外国為替取扱高は、80百万ドル増加し、39億23百万ドルとなりました。

### 収益状況

収益状況は、厳しい経営環境のなか、資金運用・調達効率化および経費の節減に努めました結果、経常利益は304億91百万円、当期純利益は207億77百万円となりました。

なお、連結業績につきましては、経常利益は329億98百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は222億34百万円となりました。

### 〈当行が対処すべき課題〉

地域金融機関においては、マイナス金利政策等を背景とした収益性の低下や、少子高齢化や人口減少、東京一極集中などによる地方マーケットの縮小、他行・異業種との競合等による収益機会の減少への対処が課題となっております。

こうした課題に対処しつつ、「地域の繁栄を願い、地域社会に奉仕する」という経営理念のもと、地域金融機関としての使命を将来にわたって果たし続けるため、当行は、昨年4月からスタートした2030年度までの10年間を計画期間とする「『Vision 2030』～未来を切り拓くリーディングカンパニー～」において、金融サービスの充実と非金融分野における事業領域の拡大等による最良のソリューションで感動と信頼を積み重ね、ステークホルダーとともに、宮城・東北から活躍のフィールドを切り拓いていく「リーディングカンパニー」を目指しております。

このほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けられたお客さまに対して最良のソリューションを提供することで地域経済を支えてまいりますほか、コンプライアンスに対する全役職員の意識啓蒙およびコーポレートガバナンス体制の強化にも、より一層積極的に取り組み、地域金融機関としての使命を果たせるよう、役職員一同取り組んでまいります所存であります。

株主の皆さま方には、今後ともなお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(ご参考)

# 「Vision 2030」 未来を切り拓くリーディングカンパニー

七十七グループはどうなりたいのか？ その思いを新たな経営計画としました



未来を切り拓くリーディングカンパニー

## 長期的に目指す「なりたい姿」

七十七グループは、地域社会の繁栄のため、  
最良のソリューションで感動と信頼を積み重ね、  
ステークホルダーとともに、宮城・東北から活躍の  
フィールドを切り拓いていく  
リーディングカンパニーを目指します

◆金融機能とコンサルティングを極めるとともに非金融分野における事業領域を拡大

金融 × コンサルティング + 非金融 → 最良のソリューション

◆宮城・仙台圏のポテンシャルと東北全域等の有力な顧客を結ぶネットワークを構築

宮城・仙台圏 × 東北全域等 → 活躍のフィールドの拡大

◆リーディングカンパニー（同じ志を持った者の集団、地域をリードする企業グループ）へ深化

リーディングバンク × Vision2030 → リーディングカンパニー

## 「なりたい姿」の実現に向けた基本戦略

「Vision2030」では、地域経済の活性化やあらゆる人々の活躍推進といったSDGs宣言の趣旨を踏まえ、  
地域と七十七グループが持続的に成長していくための進むべき方向を描きます



## キーファクター

現在の延長線上ではない、  
新たな未来を切り拓いていくためには、  
その実現に向けたエンジン  
(=キーファクター)が必要となります

デジタルトランス  
フォーメーション

新事業  
新分野

人材

財務基盤

## 財務基盤の強化（キーファクター）

	2021年度 実績	2030年度 なりたい姿
当期純利益（連結）	222億円	280億円
自己資本比率（連結）	10.27%	10%以上
コアOHR	58.22%	50%台

# 七十七グループのSDGs宣言

～ もっと、ずっと、地域と共に。～



七十七グループは持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。

七十七グループは、創業より受け継がれる「地域の繁栄を願い、地域社会に奉仕する」という行是の理念に則り、グループ全体でSDGs (持続可能な開発目標) の達成に向け取り組むことで、地域の未来を創造し、持続可能な社会の実現を目指してまいります。

## 1. 地域経済の活性化

地方公共団体や法人・個人のお客さま等へのコンサルティングや、パートナーシップの推進により、持続可能な社会の実現を目指します。



## 2. 地球温暖化・気候変動への対応

気候変動への対応などにより地球を破壊から守り、自然と調和した街づくりに貢献していきます。



## 3. 一人ひとりの活躍支援

役職員一人ひとりが多様な活躍ができる組織づくりに取り組みます。



## 4. ガバナンスの高度化

ステークホルダーと適切に協働し、コーポレートガバナンスの強化と充実に取り組みます。



### 「SDGs実践計画」のKPI達成状況 (2021年度実績)

1. 地域経済の活性化	目標	2021年度実績
創業期の事業者に対する成長支援件数	3,000件 ('30年度)	1,490件
新事業・新分野のプロジェクト立上げ件数	10件 ('23年度まで累計)	1件
宮城県の経済成長率を向上を支援	国の成長率+0.1pt	—
金融教育提供者数	70,000名 (累計)	8,364名
SDGsに関するセミナー開催回数/参加人数	100回/5,000名 (累計)	5回/484名
2. 地球温暖化・気候変動への対応		
サステナブルファイナンス累計実行額	1.2兆円	2,740億円
CO <sup>2</sup> 排出量 (2013年度比)	46.0%削減	27.3%削減(注)
3. 一人ひとりの活躍支援		
管理職に占める女性の割合	30.0%	14.2%

注. 2021年3月末時点実績

## (2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
預 金	7,440,628	7,586,480	8,327,229	8,620,534
定期性預金	2,212,603	2,112,707	2,093,056	2,071,771
その他	5,228,025	5,473,773	6,234,173	6,548,762
貸 出 金	4,724,954	4,894,634	5,097,480	5,340,224
個人向け	1,134,211	1,176,356	1,211,749	1,249,235
中小企業向け	1,825,344	1,915,179	2,009,535	2,173,877
その他	1,765,398	1,803,098	1,876,195	1,917,111
商品有価証券	19,848	18,873	20,627	20,361
有 価 証 券	2,964,936	2,913,386	3,116,003	3,131,754
国 債	709,806	453,343	274,404	280,274
その他	2,255,130	2,460,043	2,841,599	2,851,480
総 資 産	8,610,271	8,751,857	9,817,924	10,665,997
内国為替取扱高	48,763,890	49,436,002	47,816,569	48,437,676
外国為替取扱高	百万ドル 5,289	百万ドル 4,188	百万ドル 3,843	百万ドル 3,923
経 常 利 益	22,082	24,665	22,677	30,491
当 期 純 利 益	17,968	17,317	14,934	20,777
1株当たり当期純利益	241円91銭	234円21銭	202円12銭	281円10銭

注1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）で除して算出しております。

3. 当行は、役員報酬BIP信託による業績連動型株式報酬制度を導入しており、役員報酬BIP信託が保有する当行株式を計算書類において株主資本における自己株式として計上しております。役員報酬BIP信託が保有する当行株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

## (参考) 連結業績の推移

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
経常収益	109,483	116,926	119,976	118,169
経常利益	23,351	26,302	25,115	32,998
親会社株主に帰属する当期純利益	17,670	18,261	16,468	22,234
包括利益	1,437	△ 37,267	69,546	3,803
純資産額	489,077	447,036	513,337	513,316
総資産	8,627,510	8,770,037	9,839,581	10,688,166

注. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

## (3) 使用人の状況

	当年度末
使用人数	2,673人
平均年齢	38年8月
平均勤続年数	15年11月
平均給与月額	420千円

注1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 使用人数には、臨時雇員および嘱託は含まれておりません。

3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

## (4) 営業所等の状況

## イ. 営業所数

	当年度末
宮城県	128店 (うち出張所 6)
福島県	6 ( )
岩手県	2 ( )
山形県	1 ( )
秋田県	1 ( )
東京都	2 ( )
愛知県	1 ( )
大阪府	1 ( )
北海道	1 ( )
合計	143 ( 6)

注1. 上記のほか、法人営業所2か所、駐在員事務所2か所、店舗外現金自動設備を240か所設置しております。

また、株式会社セブン銀行との提携による店舗外現金自動設備を24,368か所(うち宮城県内526か所)、株式会社イーネットとの提携による店舗外現金自動設備を12,100か所(うち宮城県内249か所)、株式会社ローソン銀行との提携による店舗外現金自動設備を13,501か所(うち宮城県内253か所)それぞれ設置しております。

2. 宮城県内128店には、振込専用支店1店が含まれておりますほか、19店(うち出張所3店)が店舗内店舗の形態による営業としておりますので、店舗の拠点数としては123か所となっております。

## □. 当年度新設営業所

該当ありません。

注. 上記のほか、次の店舗外現金自動設備を設置および廃止しました。

### ①当年度中に設置した店舗外現金自動設備

一	迫	(宮城県栗原市)
榴	岡	(仙台市宮城野区)
C O ・ O P 榴 岡 店		(仙台市宮城野区)
小 野 田		(宮城県加美郡)
南 町 通		(仙台市青葉区)
鳴 瀬 小 野		(宮城県東松島市)

### ②当年度中に廃止した店舗外現金自動設備

C O ・ O P 新 田 東 店	(仙台市宮城野区)
仙 台 社 会 保 険 病 院	(仙台市青葉区)
錦 ケ 丘 ヒ ル サ イ ド	(仙台市青葉区)
仙 台 フ ォ ー ラ ス	(仙台市青葉区)
ケ イ テ ッ ク	(宮城県加美郡)
文 化	(仙台市若林区)
宮 城 教 育 大 学	(仙台市青葉区)※
東 北 学 院 大 学	(仙台市青葉区)※
東 北 医 科 薬 科 大 学 医 学 部	(仙台市宮城野区)※
宮 城 学 院	(仙台市青葉区)※

なお、※の4か所については、株式会社セブン銀行と共同で利用する現金自動設備に置き換えることにより、お客さまの利便性を維持しつつ、運営コストの削減を図っております。

## 八. 銀行代理業者の一覧

該当ありません。

## 二. 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当ありません。

## (5) 設備投資の状況

### イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	2,273
---------	-------

注. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

### ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
店舗の新築	536

注. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社等の状況

### イ. 親会社の状況

当行は、親会社を有しておりません。

### ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
七十七リース株式会社	仙台市青葉区 本町二丁目15番1号	機械、器具、車輛等の 賃貸借および売買	百万円 100	% 100.00	—
七十七信用保証株式会社	仙台市太白区 長町三丁目8番29号	信用保証ならびに 信用調査業務	30	100.00	—
株式会社七十七カード	仙台市宮城野区 榴岡二丁目4番22号	クレジットカード業務 金銭の貸付	64	100.00	—
七十七証券株式会社	仙台市青葉区 大町一丁目1番30号	金融商品取引業務	3,000	100.00	—
七十七リサーチ&コンサル ティング株式会社	仙台市青葉区 中央三丁目3番20号	調査研究業務 コンサルティング業務 電子計算機器等による 計算業務の受託	200	100.00	—
七十七パートナーズ株式 会社	仙台市青葉区 中央三丁目3番20号	ファンド運営業務	100	100.00	—

注. 上記の重要な子会社等6社を連結対象子会社としております。なお、持分法適用会社は該当ありません。

## 重要な業務提携の概況

1. 地方銀行62行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称A C S）を行っております。
2. 地方銀行62行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称M I C S）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行62行の共同出資会社、略称C N S）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社セブン銀行、株式会社イーネットおよび株式会社ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出しおよび預入れのサービスを行っております。
5. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しおよび預入れのサービスを行っております。
6. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
7. 株式会社横浜銀行、株式会社北陸銀行、株式会社北海道銀行および株式会社東日本銀行との間で、勘定系等の基幹系システム（名称「M E J A R（メジャー）」）の共同利用を行っております。

## (7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

## (8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ありません。

## 2. 会社役員に関する事項

### (1) 会社役員の内訳

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
氏 家 照 彦	(代表取締役) 取締役会長	・ 東北特殊鋼株式会社 社外監査役	
小 林 英 文	(代表取締役) 取締役頭取 監査部担当		
五十嵐 信	(代表取締役) 専務取締役 秘書室、総合企画部、 デジタル戦略部、 東京事務所担当		
志 藤 敦	常務取締役 コンプライアンス統轄部、 リスク統轄部、人事部担当		
小野寺 芳 一	常務取締役 営業統轄部、 コンサルティング営業部、 ダイレクトチャネル推進部、 地域開発部担当		
田 畑 卓 治	常務取締役 資金証券部、市場国際部、 総務部担当		
小 林 淳	常務取締役 審査部、事務統轄部担当		
杉 田 正 博	取 締 役 (社外取締役)		
中 村 健	取 締 役 (社外取締役)	・ 弁護士 ・ 株式会社高速 社外取締役(監査等委員)	
奥 山 恵美子	取 締 役 (社外取締役)		
大 滝 精 一	取 締 役 (社外取締役)		
鈴 木 広 一	取 締 役 常勤監査等委員 監査等委員		
中 鉢 充 雄	取 締 役 常勤監査等委員 監査等委員		
鈴 木 敏 夫	取 締 役 (社外取締役) 監査等委員		
山 浦 正 井	取 締 役 (社外取締役) 監査等委員		
牛 尾 陽 子	取 締 役 (社外取締役) 監査等委員		
犬 飼 章	取 締 役 (社外取締役) 監査等委員		

注1. 当行は、常勤監査等委員を2名選定しております。常勤監査等委員を選定している理由は、取締役会以外の重要な会議への出席や内部監査部門等との連携、執行部門からの定期的な報告の受領等を行い、これらの情報を監査等委員全員で共有することを通じて、監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるためであります。

2. 当行は、取締役杉田正博氏、取締役中村健氏、取締役奥山恵美子氏、取締役大滝精一氏、取締役監査等委員鈴木敏夫氏、取締役監査等委員山浦正井氏、取締役監査等委員牛尾陽子氏および取締役監査等委員犬飼章氏を、東京証券取引所および札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

(参考) 当行は、執行役員制度を採用しております。執行役員の氏名、地位及び担当は次のとおりであります。

(年度末現在)

氏名	地位及び担当
村主正範	上席執行役員 本店営業部長兼芭蕉の辻支店長兼南町通支店長
遠藤禎弘	上席執行役員 営業統轄部長
青柳直志	上席執行役員 監査部長
井深修一	上席執行役員 石巻支店長兼穀町支店長
千田一仁	執行役員 卸町支店長
福士博公	執行役員 東京支店長
斎藤一寿	執行役員 審査部長
加藤雅英	執行役員 デジタル戦略部長
黒田隆士	執行役員 人事部長
遠藤国明	執行役員 コンプライアンス統轄部長
小林寛	執行役員 総合企画部長
北蘭宏	執行役員 事務統轄部長

## (2) 会社役員に対する報酬等

### イ. 役員報酬の決定方針および決定方法

① 当行の役員報酬については、2020年6月26日開催の第136回定時株主総会の決議により取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する報酬限度額を定めており、定時定額報酬である「基本報酬」として年額270百万円（うち社外取締役分は30百万円）、「業績連動報酬」として年額90百万円としております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は11名（うち社外取締役は4名）であります。

また、監査等委員である取締役に対する報酬限度額については、2017年6月29日開催の第133回定時株主総会の決議により、定時定額報酬である「基本報酬」として年額80百万円としております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は5名であります。

業務執行取締役については、この報酬限度額とは別枠にて、業績連動型株式報酬制度に基づき、当行株式および当行株式の換価処分金相当額の金銭（以下、「当行株式等」という。）の交付および給付（以下、「交付等」という。）を行うことを2017年6月29日開催の第133回定時株主総会で決議しております。当該定時株主総会終結時点の本制度の対象となる業務執行取締役の員数は12名であります。

② 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等は、「取締役報酬等規定」および「株式交付規定」を定め、透明性および公正性を勘案し、次のとおりとしております。

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）の報酬等は、定時定額報酬である「基本報酬」のほか、当行の中長期的な業績向上と企業

価値向上への意欲を高める観点から、当期純利益に連動する「業績連動報酬」、株式価値との連動性を有する「株式報酬」の3つで構成し、それぞれの構成比率を概ね、「基本報酬」60%、「業績連動報酬」15%、「株式報酬」25%としております。また、社外取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等は、経営監督機能の強化を図る観点から、業績連動性のある報酬とはせず、定時定額報酬である「基本報酬」のみとしております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等については、透明性および公平性を高めるため、コーポレートガバナンス委員会による審議・答申を踏まえ、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内で、取締役会において決定しております。なお、当事業年度においては、報酬等にかかる議題を審議するコーポレートガバナンス委員会を1回、報酬等にかかる議題を決議する取締役会を2回開催しており、取締役会は、個人別の報酬等の内容が役員報酬の決定方針に沿うものであると判断しております。

- ③ 監査等委員である取締役の報酬は、独立性を高め、企業統治の一層の強化を図る観点から、定時定額報酬である「基本報酬」のみとしております。報酬の決定に際しては、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内で、監査等委員の協議において決定しております。
- ④ 「基本報酬」、「業績連動報酬」および「株式報酬」の支給内容は、以下のとおりであります。

・基本報酬

「基本報酬」は月額報酬として支給しております。

・業績連動報酬

「業績連動報酬」は以下のとおりとし、年1回支給しております。

なお、当事業年度の当期純利益は208億円となりました。

当期純利益	業績連動報酬限度額	業績連動報酬支給月数
200億円超	90百万円	4.0ヵ月
150億円超～200億円以下	80百万円	3.5ヵ月
100億円超～150億円以下	70百万円	3.0ヵ月
50億円超～100億円以下	60百万円	2.5ヵ月
50億円以下	0円	0.0ヵ月

(支給算式)

業績連動報酬支給額=月額報酬(取締役の月額給与額)×業績連動報酬支給月数

・株式報酬

「株式報酬」は、当行が拠出する業務執行取締役の報酬を原資として当行株式が信託を通じて取得され、業務執行取締役に対して、役位、経営計画等の達成度等に応じて当行株式等が信託を通じて交付等されるものであります。

本株式報酬は、各事業年度における経営計画等の達成度等に応じた業績連動部分（「役位に応じて定められた基準額×業績連動支給月数（業績達成度に応じて0.0ヵ月～1.6ヵ月の範囲で変動）」に相当する当行株式等）と、

各事業年度末の役位に応じた業績非連動部分（「役位に応じて定められた基準額」に相当する当行株式等）により構成されており、原則として業務執行取締役の退任時に交付等されます。業績連動部分については、評価対象事業年度の期初に開催される取締役会において、当行の経営計画等を踏まえて目標項目および目標値を選定しており、達成度に応じて変動します。なお、交付等を行う当行株式等は、信託による当行株式の平均取得単価により計算されます。

当事業年度における目標項目および目標値は、貸出金平残（地公体等向け除く）45,120億円、対顧客収益額521億円（貸出金利息422億円、役務取引等利益99億円）、コアOHR64.52%、自己資本比率（単体）9.83%、地域成長支援件数2,900件（事業承継・相続・資産承継支援件数1,500件、創業期の事業者に対する成長支援件数1,400件）でしたが、その実績は、貸出金平残（地公体等向け除く）44,837億円、対顧客収益額541億円（貸出金利息423億円、役務取引等利益118億円）、コアOHR58.22%、自己資本比率（単体）10.01%、地域成長支援件数3,227件（事業承継・相続・資産承継支援件数1,737件、創業期の事業者に対する成長支援件数1,490件）となりました。

#### □. 役員区分ごとの報酬等の総額等

(単位：百万円)

役員区分	支給人数	報酬等の総額			
		基本報酬	業績連動報酬	株式報酬	
取締役 (監査等委員である取締役を除く)	12	375	222	66	86
取締役 (監査等委員)	8	67	67	—	—
計	20	443	290	66	86

注1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 支給人数には、2021年6月29日開催の第137回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員である取締役を除く）1名、取締役（監査等委員）2名を含んでおります。

3. 当行は、役員報酬BIP信託による業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入しております。上記の株式報酬の額には、本制度に基づき当事業年度中に付与された株式交付ポイントに係る費用計上額を記載しております。

### (3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
杉田正博 (社外取締役)	<p>会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役が任務を怠ったことによって生じた当行に対する損害賠償責任を法令で定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。</p>
中村健 (社外取締役)	
奥山恵美子 (社外取締役)	
大滝精一 (社外取締役)	
鈴木敏夫 (社外取締役) (監査等委員)	
山浦正井 (社外取締役) (監査等委員)	
牛尾陽子 (社外取締役) (監査等委員)	
犬飼章 (社外取締役) (監査等委員)	

### (4) 補償契約

当行と会社役員との間では、補償契約はありません。

### (5) 役員等賠償責任保険契約

当行は、取締役および執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料については当行が全額負担しております。

当該保険契約は、被保険者である取締役および執行役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないほか、填補限度額および免責金額を設定することにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

### 3. 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼職その他の状況
杉 田 正 博 (社外取締役)	該当ありません。
中 村 健 (社外取締役)	株式会社高速 社外取締役(監査等委員) 当行は同社と貸出金等の取引があります。
奥 山 恵美子 (社外取締役)	該当ありません。
大 滝 精 一 (社外取締役)	該当ありません。
鈴 木 敏 夫 (社外取締役) (監査等委員)	該当ありません。
山 浦 正 井 (社外取締役) (監査等委員)	該当ありません。
牛 尾 陽 子 (社外取締役) (監査等委員)	該当ありません。
犬 飼 章 (社外取締役) (監査等委員)	該当ありません。

## (2) 社外役員的主要活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
杉田 正博 (社外取締役)	8年9月	当期開催の取締役会13回のすべてに出席しております。	金融面における豊富な専門知識と実務経験を活かし、取締役会において必要な発言を適宜行っております。また、コーポレートガバナンス委員会の委員長として審議の充実等に主導的な役割を果たしております。
中村 健 (社外取締役)	6年9月	当期開催の取締役会13回のすべてに出席しております。	長年の弁護士としての豊富な専門知識と実務経験を活かし、取締役会において必要な発言を適宜行っております。また、コーポレートガバナンス委員会の副委員長として審議に参画しております。
奥山 恵美子 (社外取締役)	3年9月	当期開催の取締役会13回のすべてに出席しております。	地方行政に長く携わった豊富な経験や幅広い識見を活かし、取締役会において必要な発言を適宜行っております。また、コーポレートガバナンス委員会の委員として審議に参画しております。
大滝 精一 (社外取締役)	1年9月	当期開催の取締役会13回のすべてに出席しております。	大学教育に長く携わった豊富な経験と経営学に関する高度な専門知識を活かし、取締役会において必要な発言を適宜行っております。また、コーポレートガバナンス委員会の委員として審議に参画しております。
鈴木 敏夫 (社外取締役) (監査等委員)	4年9月	当期開催の取締役会13回のすべてに出席し、当期開催の監査等委員会24回のすべてに出席しております。	地方銀行の社外監査役としての実務経験や、公益事業を担う上場企業の取締役および監査役に携わった豊富な経験を活かし、取締役会および監査等委員会において必要な発言を適宜行っております。また、監査等委員として、中立の立場から客観的に監査意見を表明しております。
山浦 正井 (社外取締役) (監査等委員)	4年9月	当期開催の取締役会13回のすべてに出席し、当期開催の監査等委員会24回のうち23回に出席しております。	地方行政に長く携わった豊富な経験と直接企業の経営に関与した経験を活かし、取締役会および監査等委員会において必要な発言を適宜行っております。また、監査等委員として、中立の立場から客観的に監査意見を表明しております。
牛尾 陽子 (社外取締役) (監査等委員)	2年9月	当期開催の取締役会13回のすべてに出席し、当期開催の監査等委員会24回のうち23回に出席しております。	国立大学法人の監事としての実務経験と直接企業の経営に関与した経験を活かし、取締役会および監査等委員会において必要な発言を適宜行っております。また、監査等委員として、中立の立場から客観的に監査意見を表明しております。
犬飼 章 (社外取締役) (監査等委員)	0年9月	2021年6月の就任以降に開催された取締役会11回のすべてに出席し、同じく就任以降に開催された監査等委員会18回のすべてに出席しております。	地方行政に長く携わった豊富な経験と直接企業の経営に関与した経験を活かし、取締役会および監査等委員会において必要な発言を適宜行っております。また、監査等委員として、中立の立場から客観的に監査意見を表明しております。

**(3) 社外役員に対する報酬等**

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	9	45	—

注1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 支給人数には、2021年6月29日開催の第137回定時株主総会終結の時をもって退任した社外役員1名を含んでおります。

**(4) 社外役員の意見**

上記(1)から(3)の記載内容に対する意見はありません。

## 4. 当行の株式に関する事項

- (1) 株式数
- |          |            |
|----------|------------|
| 発行可能株式総数 | 268,800 千株 |
| 発行済株式の総数 | 76,655 千株  |
- 注. 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

- (2) 当年度末株主数 16,020 名

### (3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	8,824 千株	11.81 %
明治安田生命保険相互会社	3,785	5.06
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	3,702	4.95
住友生命保険相互会社	3,082	4.12
日本生命保険相互会社	2,623	3.51
第一生命保険株式会社	2,160	2.89
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	1,941	2.59
東北電力株式会社	1,695	2.26
株式会社三菱UFJ銀行	1,410	1.88
七十七銀行行員持株会	1,187	1.58

- 注1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。  
 3. 持株比率は持株数を発行済株式数(自己株式を除く。)で除して算出しております。  
 4. 当行は2022年3月31日現在、自己株式を1,947千株保有しており、上記大株主から除外しております。

### (4) 役員保有株式 (単位:千株)

	株式の交付を受けた者の人数	株式の数 (株式の種類及び種類ごとの数)
取締役(監査等委員である取締役を除く) (社外取締役を除く)	1	普通株式 18
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く)	—	—
社外役員	—	—

- 注1. 記載株式数は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 当行は、役員報酬BIP信託による業績連動型株式報酬制度(以下、「本制度」という。)を導入しております。上記には、本制度に基づく2021年6月29日開催の第137回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名の株式の数を記載しております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 深田 建太郎 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 水野 龍也	69	

- 注1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 報酬等には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。
3. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。
4. 会計監査人に対し、当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭の合計額は、84百万円であります。
5. 監査等委員会は、会計監査人の過年度の監査計画と実績の状況および監査時間や監査報酬の推移を確認するとともに、当事業年度の監査計画の適切性および報酬見積りの算出根拠等を検証した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (2) 責任限定契約

当行と会計監査人との間では、責任限定契約はありません。

### (3) 補償契約

当行と会計監査人との間では、補償契約はありません。

### (4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意により当該会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の職務の遂行状況等を総合的に勘案し、当行の会計監査人としての職務を適切に遂行することが不十分と認められる場合は、監査等委員会の決議により当該会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

当行は、業務の適正を確保するための体制を整備するため、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり内部統制基本方針を定めております。

### (1) 当行の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当行は、法令等遵守にかかる基本的考え方、基本方針について定めた法令等遵守方針に基づき、法令等を遵守する。
- ロ. 当行は、法令等遵守態勢の整備・強化を図るための組織として、頭取を委員長とするコンプライアンス委員会、その下部機関としてのコンプライアンス部会を置くとともに、部店毎にコンプライアンス推進委員会を置く。また、法令等遵守の統轄部署としてコンプライアンス統轄部を置く。
- ハ. 当行は、頭取を法令遵守担当役員とするとともに、法令等遵守の統轄部署に法令遵守統轄者および統轄コンプライアンス・オフィサー、各部店にコンプライアンス・オフィサーもしくは法令遵守連絡担当者を置く。
- ニ. 取締役会は、年度毎に「法令等遵守に係わる実践計画」を決議するとともに、実践計画の進捗状況および達成状況等の報告を受ける。
- ホ. 当行は、役職員がコンプライアンス違反または違反の疑いが強い行為を発見した場合の通報の手段として、専用電話等を設置・運営する。
- ヘ. 監査等委員は、取締役による法令もしくは定款に違反する行為を発見したとき、またはそのおそれがあると認めたときは取締役会に報告するなど、適切な措置を講じる。
- ト. 当行は、反社会的勢力への対応にかかる基本方針等について定めた反社会的勢力への対応方針に基づき、反社会的勢力との関係遮断を重視した業務運営を行う。
- チ. 当行は、マネー・ロンダリング等の防止にかかる基本方針等について定めたマネー・ロンダリング等防止管理方針に基づき、適切な業務運営を行う。
- リ. 当行は、子会社との間で取引を行うにあたって、不当な指示・要求を行わないこととし、原則として通常一般の取引条件にて行う。
- ヌ. 当行は、財務報告にかかる内部統制態勢を整備し、財務報告の適正性・信頼性を確保する。

### (2) 当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当行は、情報資産の具体的な管理基準を定めたセキュリティスタンダード等に基づき、取締役会議事録のほか、取締役の職務執行にかかる文書を保管および管理する。

### (3) 当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当行は、リスクの種類、リスク管理の内容、リスク管理にかかる取締役会・各部署の役割等について定めたリスク管理基本方針に基づき、適切なリスク管理を行う。

- . 当行は、統合的リスク管理を行う部署として、リスク統轄部を置く。
- Ⅷ. 当行は、災害等発生時の基本的行動指針、対応体制等の重要事項について定めた災害等緊急時対応プラン等に基づき、緊急事態発生時においても適切に対処する。

#### (4) 当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- Ⅰ. 当行は、毎月および必要に応じて取締役会を開催するとともに、取締役会の委任を受けた範囲において、常務会にて重要事項の協議を行う。
- . 取締役会は、全行的な目標として策定する経営計画および予算等について決議するとともに、その進捗状況について報告を受ける。
- Ⅷ. 取締役は、組織規定に定めた職務権限等に基づき、職務を執行する。
- Ⅱ. 当行は、執行役員制度により、経営の意思決定・監督機能と、業務執行機能を分離し、各機能の強化・迅速化を図る。

#### (5) 次に掲げる体制その他の当行及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- Ⅰ. 当行子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制
  - ① 当行は、子会社との間に予め定める事項につき協議・報告を受け、総合企画部を統轄部署として子会社の管理・指導を行う。
  - ② 当行は、子会社と定期的にもしくは必要に応じ会議を開催し、情報の共有化を通じて管理および連携を強化する。
- . 当行子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ① 各種リスクの管理にあたっては、リスク管理等に関し、子会社各社が当行の制定する内容に則り制定する諸規定および各社の事業内容に応じ制定する諸規定に従い、各社毎に管理させる。
  - ② 当行のリスク管理部署は、「リスク管理の基本方針」に基づき、子会社各社の業況等を把握することにより、グループ一体としてのリスク管理を行う。
  - ③ 当行は、災害等発生時の基本的行動指針、対応体制等の重要事項について定めた子会社各社の災害等緊急時対応プラン等に基づき、緊急事態発生時においても子会社に適切に対処させる。
- Ⅷ. 当行子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 

当行は、当行の経営方針を子会社に周知徹底し、法令等に抵触しない範囲内で、子会社の業務運営に反映させるとともに、子会社の業務運営状況を把握する。
- Ⅱ. 当行子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ① 当行は、子会社に対し、当行が制定する内容に則り、コンプライアンス、リスク管理等に関する諸規定を制定させ、これを遵守させる。
  - ② 当行は、子会社の事業等の健全性を維持するため、別途締結する契約に基づく委託を受け、監査部にて業務運営状況の監査を行う。

③ 当行は、子会社の財務報告にかかる内部統制態勢を整備し、財務報告の適正性・信頼性を確保する。

#### (6) 当行の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査部に監査等委員会の職務を補助する専任の使用人を置き、その使用人は監査等委員会の指示に従い、その職務を行う。

#### (7) 前号の使用人の当行の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助する使用人にかかる考課、異動等、人事に関する事項の決定については、監査等委員会の事前の同意を得る。

#### (8) 当行の監査等委員会の第6号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助する使用人は、専ら監査等委員会の指揮命令に従う。

#### (9) 次に掲げる体制その他の当行の監査等委員会への報告に関する体制

イ. 当行の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が当行の監査等委員会に報告をするための体制

① 取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人は、取締役会その他監査等委員の出席する重要な会議において、随時その職務の執行状況の報告を行う。

② 取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人は、当行もしくは子会社等に著しい損害を及ぼす事実等、当行に重大な影響を及ぼす事項について、速やかに監査等委員会に報告を行う。

ロ. 当行子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当行の監査等委員会に報告をするための体制

① 当行は、子会社との間で別途締結する監査契約に基づく監査を通じて、子会社各社の資産自己査定の実施状況等を含む業務運営状況について、子会社各社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者から適宜報告を受ける。当行は、当該報告を受けた場合、その内容について、取締役会その他監査等委員の出席する重要な会議において、報告を行う。

② 子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当行もしくは子会社等に著しい損害を及ぼす事実等、当行に重大な影響を及ぼす事項について、速やかに監査等委員会に報告を行う。

#### (10) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ. 監査等委員会への報告者、調査に協力した者および被報告者のプライバシーを保護する。

ロ. 監査等委員会に報告をしたことを理由とした、報告者に対する不利益な取扱いを禁止する。

## (11) 当行の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- イ. 当行は、監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について、当行に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ロ. 当行は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

## (12) その他当行の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査等委員は、監査等委員会規定および監査等委員会監査等基準に基づく、代表取締役との定期的会合、取締役会その他重要な会議への出席、および内部監査部門・会計監査人等との関係を通じ、監査を実効的に行う。
- ロ. 監査等委員会は、業務執行にかかる重要な書類を適宜閲覧するほか、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人に対して説明を求めることができる。
- ハ. 監査等委員会は、独自に意思形成を行うため、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で公認会計士その他の外部専門家を活用する。

## 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

### (1) コンプライアンス体制

頭取を委員長とするコンプライアンス委員会を6回、その下部機関であるコンプライアンス部会を12回それぞれ開催し、法令等遵守体制の整備・強化を図るとともに、役職員に対する法令等遵守の徹底を図るために部店毎設置しているコンプライアンス推進委員会を毎月1回以上の頻度で開催しました。

また、役職員がコンプライアンス違反または違反の疑いが強い行為を発見した場合の通報の手段として専用電話等を設置・運営し、行内における報告体制の整備を図っております。

### (2) リスク管理体制

リスクの種類、リスク管理の内容、リスク管理にかかる取締役会・各部署の役割等について定めたリスク管理基本方針に基づき、各リスクのリスク管理部署は、各リスクの状況等について分析・評価を行い、常務会および役員部長連絡会で報告しました。

また、災害等発生時の基本的行動指針、対応体制等の重要事項について定めた災害等緊急時対応プラン等に基づき、災害対策および業務継続にかかる訓練を実施しました。

### (3) 取締役の職務執行体制

- イ. 取締役は、組織規定に定めた職務権限等に基づき職務を執行したほか、職務の執行状況について、取締役会、常務会および役員部長連絡会等で報告しました。
  - ロ. 取締役会を13回開催したほか、取締役会の委任を受けた範囲において重要事項の協議を行う常務会を45回開催しました。
  - ハ. 執行役員は、取締役会の決議により委任された業務について、組織規定に定めた職務権限等に基づき執行しました。
- 二. 2021年6月に、執行役員の業務の執行状況、委任された業務の諸課題および代表取締役の方針・意向・課題認識の共有等を図ることを目的とする「執行役員会」を設置し、当年度は6回開催しました。
- ホ. 取締役の職務執行にかかる文書については、セキュリティスタンダード等に基づき、保管および管理しております。

### (4) グループ会社の管理体制

頭取と子会社の社長が出席する会議を2回開催し、情報の共有化を通じて管理および連携の強化を図ったほか、子会社との間に予め定める事項について、都度協議・報告を受け、総合企画部を統轄部署として子会社の管理・指導を行いました。

また、子会社の事業等の健全性を維持するため、監査部にて業務運営状況の監査を実施しました。

### (5) 監査等委員会の職務執行体制

- イ. 監査等委員は、取締役（監査等委員である取締役を除く）の職務執行を監査するため、取締役会のほか常務会、コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べました。
- ロ. 監査等委員会は、代表取締役との定期的会合を3回開催し、意見交換・意見表明を行いました。また、会計監査人との会合を6回開催し、会計に関する情報等の意見交換を行いました。
- ハ. 監査等委員会の職務を補助する専任の使用人を2名配置しております。

## 第138期末 (2022年3月31日現在) 貸借対照表

(単位: 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
現金預け金	1,967,884	預金	8,620,534
現金	64,698	当座預金	253,218
預け金	1,903,185	普通預金	6,046,655
買入金銭債権	2,000	貯蓄預金	144,145
商品有価証券	20,361	通知預金	12,644
商品国債	218	定期預金	2,056,271
商品地方債	14,142	定期積金	15,500
その他の商品有価証券	6,000	その他の預金	92,098
金銭の信託	106,816	譲渡性預金	225,820
有価証券	3,131,754	コールマネー	29,128
国債	280,274	債券貸借取引受入担保金	1,251
地方債	964,426	借入金	1,158,797
社債	940,517	借入金	1,158,797
株式	151,575	外国為替	180
その他の証券	794,960	売渡外国為替	23
貸出金	5,340,224	未払外国為替	156
割引手形	7,359	その他の負債	69,290
手形貸付	121,235	未決済為替借	9
証書貸付	4,585,773	未払法人税等	4,691
当座貸越	625,856	未払費用	3,598
外国為替	7,038	前受収益	1,842
外国他店預け	7,038	給付補填備金	1
その他の資産	83,977	金融派生商品	15,780
未決済為替貸	2	金融商品等受入担保金	1,377
前払費用	1,455	リース債務	24
未収収益	4,905	資産除去債務	610
金融派生商品	5,261	その他の負債	41,354
金融商品等差入担保金	11,668	役員賞与引当金	66
その他の資産	60,683	退職給付引当金	8,836
有形固定資産	31,370	株式給付引当金	893
建物	7,832	睡眠預金払戻損失引当金	238
土地	18,835	偶発損失引当金	789
リース資産	23	繰延税金負債	17,043
建設仮勘定	151	支払承諾	33,355
その他の有形固定資産	4,526	<b>負債の部合計</b>	<b>10,166,225</b>
無形固定資産	259	<b>(純資産の部)</b>	
その他の無形固定資産	259	資本金	24,658
前払年金費用	115	資本剰余金	8,496
支払承諾見返	33,355	資本準備金	7,835
貸倒引当金	△ 59,159	その他資本剰余金	661
		利益剰余金	385,490
		利益準備金	24,658
		その他利益剰余金	360,831
		固定資産圧縮積立金	668
		別途積立金	337,305
		繰越利益剰余金	22,858
		自己株式	△ 5,605
		株主資本合計	413,040
		その他の有価証券評価差額金	86,866
		繰延ヘッジ損益	△ 134
		評価・換算差額等合計	86,731
<b>資産の部合計</b>	<b>10,665,997</b>	<b>純資産の部合計</b>	<b>499,771</b>
		<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>10,665,997</b>

# 第138期 (2021年4月1日から) 損益計算書

(2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
<b>経常収益</b>	<b>104,646</b>
資金運用収益	72,913
貸出金利息	42,302
有価証券利息配当金	28,954
コールローン利息	5
預け金利息	1,571
その他の受入利息	79
<b>役員取引等収益</b>	<b>18,357</b>
受入為替手数料	5,932
その他の役員収益	12,424
<b>その他業務収益</b>	<b>968</b>
外国為替売買益	234
国債等債券売却益	442
金融派生商品収益	288
その他の業務収益	3
<b>その他経常収益</b>	<b>12,407</b>
株式等売却益	8,995
金銭の信託運用益	2,803
その他の経常収益	608
<b>経常費用</b>	<b>74,154</b>
資金調達費用	574
預金利息	174
譲渡性預金利息	9
コールマネー利息	62
債券貸借取引支払利息	16
借入金利息	11
金利スワップ支払利息	296
その他の支払利息	3
<b>役員取引等費用</b>	<b>6,514</b>
支払為替手数料	1,710
その他の役員費用	4,804
<b>その他業務費用</b>	<b>9,317</b>
商品有価証券売買損	70
国債等債券売却損	2,048
国債等債券償還損	7,177
国債等債券償却	19
その他の業務費用	1
<b>営業経費用</b>	<b>50,888</b>
<b>その他経常費用</b>	<b>6,858</b>
貸倒引当金繰入額	4,428
株式等売却損	1,149
株式等償却	513
金銭の信託運用損	112
その他の経常費用	654
<b>経常利益</b>	<b>30,491</b>
<b>特別利益</b>	<b>—</b>
<b>特別損失</b>	<b>547</b>
減損損失	547
<b>税引前当期純利益</b>	<b>29,943</b>
法人税、住民税及び事業税	8,958
法人税等調整額	207
<b>法人税等合計</b>	<b>9,166</b>
<b>当期純利益</b>	<b>20,777</b>

招集ご通知

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

## (2022年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
現金預け金	1,968,005	預 金	8,606,923
買入金銭債権	2,000	譲渡性預金	212,820
商品有価証券	20,361	コールマネー及び売渡手形	29,128
金銭の信託	106,816	債券貸借取引受入担保金	1,251
有価証券	3,122,322	借 用 金	1,168,093
貸 出 金	5,329,342	外 国 為 替	180
外 国 為 替	7,038	そ の 他 負 債	90,206
リース債権及びリース投資資産	20,523	役員賞与引当金	87
そ の 他 資 産	108,636	退職給付に係る負債	15,793
有 形 固 定 資 産	31,650	役員退職慰労引当金	43
建 物	7,850	株 式 給 付 引 当 金	893
土 地	18,835	睡眠預金払戻損失引当金	238
リース資産	44	偶発損失引当金	789
建設仮勘定	163	特別法上の引当金	0
その他の有形固定資産	4,757	繰延税金負債	15,044
無 形 固 定 資 産	313	支 払 承 諾	33,355
ソフトウェア	49	<b>負債の部合計</b>	<b>10,174,850</b>
その他の無形固定資産	263	<b>(純資産の部)</b>	
繰延税金資産	915	資 本 金	24,658
支払承諾見返	33,355	資 本 剰 余 金	20,075
貸倒引当金	△ 63,114	利 益 剰 余 金	392,541
		自 己 株 式	△ 6,445
		株 主 資 本 合 計	430,831
		その他の有価証券評価差額金	87,425
		繰延ヘッジ損益	△ 134
		退職給付に係る調整累計額	△ 4,805
		その他の包括利益累計額合計	82,485
		<b>純資産の部合計</b>	<b>513,316</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>10,688,166</b>	<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>10,688,166</b>

(2021年4月1日から)  
(2022年3月31日まで) **連結損益計算書**

(単位：百万円)

科 目	金 額
<b>経 常 収 益</b>	<b>118,169</b>
資 金 運 用 収 益	72,214
貸 出 金 利 息	42,335
有 価 証 券 利 息 配 当 金	28,223
コ ー ル ロ ー ン 利 息 及 び 買 入 手 形 利 息	5
預 け 金 利 息	1,571
そ の 他 の 受 入 利 息	79
役 務 取 引 等 収 益	19,162
そ の 他 業 務 収 益	14,389
そ の 他 経 常 収 益	12,402
<b>経 常 費 用</b>	<b>85,170</b>
資 金 調 達 費 用	603
預 金 利 息	174
譲 渡 性 預 金 利 息	8
コ ー ル マ ネ ー 利 息 及 び 売 渡 手 形 利 息	62
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	16
借 用 金 利 息	42
そ の 他 の 支 払 利 息	299
役 務 取 引 等 費 用	5,492
そ の 他 業 務 費 用	18,365
営 業 経 費	54,075
そ の 他 経 常 費 用	6,634
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	4,147
そ の 他 の 経 常 費 用	2,486
<b>経 常 利 益</b>	<b>32,998</b>
<b>特 別 利 益</b>	<b>—</b>
<b>特 別 損 失</b>	<b>548</b>
減 損 損 失	547
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額	0
<b>税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益</b>	<b>32,450</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	9,890
法 人 税 等 調 整 額	325
<b>法 人 税 等 合 計</b>	<b>10,215</b>
<b>当 期 純 利 益</b>	<b>22,234</b>
<b>親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益</b>	<b>22,234</b>

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

計 算 書 類

連 結 計 算 書 類

監 査 報 告 書

株 主 総 会 参 考 書 類

## 会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

株式会社 七 七 七 銀 行  
取 締 役 会 御 中有限責任監査法人 トーマツ  
仙 台 事 務 所指定有限責任社員 公認会計士 深 田 建太郎 ㊞  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 水 野 龍 也 ㊞  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社七十七銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの第138期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成する

ことが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

株式会社 七 七 七 銀 行  
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ  
仙 台 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 深 田 建太郎 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 水 野 龍 也 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社七十七銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社七十七銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成

することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第138期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部監査部門等および内部統制部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部および主要な営業店において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2022年5月11日

株式会社 七 十 七 銀 行 監 査 等 委 員 会

常勤監査等委員 鈴木 広 一 印

常勤監査等委員 中 鉢 充 雄 印

監 査 等 委 員 鈴木 敏 夫 印

監 査 等 委 員 山 浦 正 井 印

監 査 等 委 員 牛 尾 陽 子 印

監 査 等 委 員 犬 飼 章 印

(注) 監査等委員 鈴木敏夫、山浦正井、牛尾陽子および犬飼章は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、銀行業としての公共的性格と経営の健全性維持等を考慮し、安定的な配当を継続することを基本方針としながら、経営体質強化のための内部留保にも意を用い、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項
  - (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
  - (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
前期末に比し1株につき15円の増配とし、当行普通株式1株につき金40円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は2,988,323,160円となります。  
これにより、中間配当金を前中間期末に比し1株につき2円50銭増配の27円50銭としておりましたので、当期の年間配当金は、1株当たり67円50銭となります。
  - (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年6月30日といたしたいと存じます。
2. その他の剰余金の処分に関する事項
  - (1) 増加する剰余金の項目およびその額  
別途積立金 13,500,000,000円
  - (2) 減少する剰余金の項目およびその額  
繰越利益剰余金 13,500,000,000円

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当行定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<b>第3章 株主総会</b> （株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） <u>第16条</u> 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	<b>第3章 株主総会</b> （削 除）

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第16条</u> 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当銀行は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
(新 設)	<p>(附則)</p> <p>1. 定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）<u>附則第1条</u>ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「<u>施行日</u>」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、<u>施行日から6カ月以内の日</u>を株主総会の日とする株主総会については、<u>定款第16条</u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、<u>施行日から6カ月を経過した日</u>または前項の株主総会の日から<u>3カ月を経過した日</u>のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

## 第2号議案 定款一部変更の件に関する補足説明

電子提供制度とは、株主総会資料を自社のホームページ等のウェブサイトに掲載し、株主の皆さまに対し当該ウェブサイトのアドレス等を書面で通知する方法により、株主総会資料を提供することができる制度です。電子提供制度は、会社法の改正により上場会社に対して強制適用されることから、当行では、次回（2023年6月）の株主総会から電子提供制度が適用となり、株主の皆さまのお手元には、簡易な招集通知（ウェブサイトに掲載したことおよびウェブサイトのアドレスを掲載したお知らせ、株主総会資料の簡易版等）をお届けすることになります。

なお、本件は株主さまへの情報提供を原則「書面」から「電子」に変更するものであり、情報量を制限するものではありません。

次回以降の株主総会について、株主総会資料を書面で受領されたい株主さまは、「書面交付請求」のお手続きをお取りいただくことができます。

「書面交付請求」のお手続きにつきましては、口座を開設している証券会社、もしくは当行の株主名簿管理人である日本証券代行株式会社へお問い合わせください。

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）10名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（11名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、コーポレートガバナンスに関する基本方針に定める候補者の指名方針および指名手続に従い、コーポレートガバナンス委員会の審議を経て適切に取締役候補者が指名されており、各候補者は当行の取締役として適任であることから、本議案の内容については、会社法の規定に基づき株主総会で陳述すべき特段の事項はございませんでした。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	候補者属性	現在の当行における地位
1	うじ いえ てる ひこ 氏 家 照 彦	再任	代表取締役会長
2	こ ばやし ひで ふみ 小 林 英 文	再任	代表取締役頭取
3	いがらし まこと 五十嵐 信	再任	代表取締役専務
4	お のでら よし かず 小野寺 芳 一	再任	常務取締役
5	こ ばやし あつし 小 林 淳	再任	常務取締役
6	むら ぬし まさ のり 村 主 正 範	新任	上席執行役員本店営業部長兼 芭蕉の辻支店長兼南町通支店長
7	なか むら けん 中 村 健	再任 <span style="background-color: #f96; border: 1px solid #f00; padding: 2px;">社外取締役 独立役員</span>	取締役（社外取締役）
8	おく やま えみ こ 奥 山 恵美子	再任 <span style="background-color: #f96; border: 1px solid #f00; padding: 2px;">社外取締役 独立役員</span>	取締役（社外取締役）
9	おお たき せい いち 大 滝 精 一	再任 <span style="background-color: #f96; border: 1px solid #f00; padding: 2px;">社外取締役 独立役員</span>	取締役（社外取締役）
10	お やま しげ のり 小 山 茂 典	新任 <span style="background-color: #f96; border: 1px solid #f00; padding: 2px;">社外取締役 独立役員</span>	

候補者番号

1

うじ いえ てる ひこ  
氏 家 照 彦 (1946年8月29日生)

再任



## 取締役候補者とした理由

長年の金融業務の経験と、1993年6月取締役に就任し、2005年6月以降、代表取締役として経営を担ってきた実績から、経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識、経験及び十分な社会的信用を有していると判断し、取締役候補者となりました。

略歴、当行における地位及び担当  
(重要な兼職の状況)、所有する当行の株式の数

1969年4月 日本興業銀行入行  
1992年8月 同行関連事業部参事役  
1993年6月 当行取締役営業開発部長  
1995年6月 当行取締役営業推進部長  
1997年6月 当行取締役本店営業部長  
1998年6月 当行常務取締役本店営業部長  
1999年6月 当行常務取締役調査部長  
2000年3月 当行常務取締役  
2002年6月 当行専務取締役  
2005年6月 当行代表取締役副頭取  
2010年6月 当行代表取締役頭取  
2018年6月 当行代表取締役会長  
現在に至る

## ■重要な兼職の状況

東北特殊鋼株式会社社外監査役

## ■所有する当行の株式の数

177,384 株

候補者番号

2

こ ばやし ひで ふみ  
小 林 英 文 (1957年9月22日生)

再任



## 取締役候補者とした理由

長年の金融業務の経験と、2010年6月取締役に就任し、2017年6月以降、代表取締役として経営を担ってきた実績から、経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識、経験及び十分な社会的信用を有していると判断し、取締役候補者となりました。

略歴、当行における地位及び担当  
(重要な兼職の状況)、所有する当行の株式の数

1981年4月 当行入行  
2006年6月 当行資金証券部長  
2008年6月 当行総合企画部長  
2010年6月 当行取締役総合企画部長  
2013年6月 当行取締役本店営業部長  
2014年6月 当行常務取締役本店営業部長  
2015年6月 当行常務取締役  
2016年5月 当行常務取締役石巻支店長兼湊支店長  
2016年6月 当行常務取締役  
2017年6月 当行代表取締役副頭取  
2018年6月 当行代表取締役頭取  
現在に至る

## ■担当

監査部

## ■所有する当行の株式の数

10,700 株

候補者番号

3

い が ら し  
五十嵐ま こと  
信 (1957年3月18日生)

再 任



## 取締役候補者とした理由

長年の金融業務の経験と、2009年6月取締役に就任し、2018年6月以降、代表取締役として経営を担ってきた実績から、経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識、経験及び十分な社会的信用を有していると判断し、取締役候補者となりました。

略歴、当行における地位及び担当  
(重要な兼職の状況)、所有する当行の株式の数

1980年4月 当行入行  
2005年6月 当行総務部長  
2006年6月 当行人事部長  
2009年6月 当行取締役東京支店長  
2012年6月 当行取締役営業統轄部長  
2013年6月 当行常務取締役  
2017年6月 当行専務取締役  
2018年6月 当行代表取締役専務  
現在に至る

## ■担当

秘書室、総合企画部、デジタル戦略部、東京事務所

## ■所有する当行の株式の数

8,700株

候補者番号

4

お の で ら よ し  
小野寺 芳か ず  
一 (1962年3月19日生)

再 任



## 取締役候補者とした理由

営業店長、総合企画部長等を歴任後、2014年6月執行役員、2016年6月取締役執行役員に就任。以降、特に営業推進部門等を統括し、当行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行しており、また、十分な社会的信用を有していると判断し、取締役候補者となりました。

略歴、当行における地位及び担当  
(重要な兼職の状況)、所有する当行の株式の数

1985年4月 当行入行  
2007年9月 当行八幡町支店長  
2009年3月 当行吉岡支店長  
2011年6月 当行事務管理部長  
2013年6月 当行総合企画部長  
2014年6月 当行執行役員総合企画部長  
2016年6月 当行取締役執行役員石巻支店長  
兼湊支店長  
2018年6月 当行常務取締役  
現在に至る

## ■担当

営業統轄部、コンサルティング営業部、ダイレクトチャネル推進部、地域開発部

## ■所有する当行の株式の数

4,700株

招集ご通知

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

候補者番号

5

こ ばやし  
小 林あつし  
淳 (1963年6月1日生)

再任



## 取締役候補者とした理由

営業店長、総合企画部長等を歴任後、2017年6月執行役員、2019年6月上席執行役員、2021年6月常務取締役就任。以降、特に審査部門等を統括し、当行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行しており、また、十分な社会的信用を有していると判断し、取締役候補者いたしました。

略歴、当行における地位及び担当  
(重要な兼職の状況)、所有する当行の株式の数

1988年4月 当行入行  
2008年6月 当行沖野支店長  
2010年6月 当行仙台原町支店長  
2012年6月 当行東京事務所長  
2015年6月 当行資金証券部長  
2016年6月 当行総合企画部長  
2017年6月 当行執行役員総合企画部長  
2019年6月 当行上席執行役員本店営業部長  
兼芭蕉の辻支店長  
2021年6月 当行常務取締役  
現在に至る

## ■担当

審査部、事務統轄部

■所有する当行の株式の数  
2,400株

候補者番号

6

むら ぬし まさ のり  
村 主 正 範

(1964年12月30日生)

新任



## 取締役候補者とした理由

営業店長、コンサルティング営業部長等を歴任後、2018年6月執行役員、2020年6月上席執行役員に就任。以降、特に本店営業部長兼芭蕉の辻支店長兼南町通支店長として、当行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行しており、また、十分な社会的信用を有していると判断し、取締役候補者いたしました。

略歴、当行における地位及び担当  
(重要な兼職の状況)、所有する当行の株式の数

1988年4月 当行入行  
2010年3月 当行仙台東口支店長  
2011年9月 当行札幌支店長  
2013年6月 当行県庁支店長  
2015年6月 当行営業渉外部長  
2018年4月 当行コンサルティング営業部長  
2018年6月 当行執行役員コンサルティング営業部長  
2019年6月 当行執行役員東京支店長  
2020年6月 当行上席執行役員東京支店長  
2021年6月 当行上席執行役員本店営業部長  
兼芭蕉の辻支店長  
2021年12月 当行上席執行役員本店営業部長  
兼芭蕉の辻支店長兼南町通支店長  
現在に至る

■所有する当行の株式の数  
3,100株

候補者番号

7

なか むら  
中 村けん  
健 (1948年1月7日生)

再任

社外取締役  
独立役員

## 取締役候補者とした理由

長年の弁護士としての識見と経験を有していることから、当行の社外取締役として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。選任後は、特にコンプライアンスや法務に関する助言・監督をいただくことを期待しております。

略歴、当行における地位及び担当  
(重要な兼職の状況)、所有する当行の株式の数

- 1974年4月 弁護士登録(仙台弁護士会)
- 1977年9月 中村健法律事務所開設  
現在に至る
- 1996年6月 株式会社高速監査役
- 2004年11月 株式会社北洲監査役  
現在に至る
- 2007年6月 当行監査役
- 2013年6月 株式会社高速取締役
- 2015年6月 当行取締役  
現在に至る
- 2016年6月 株式会社高速取締役(監査等委員)  
現在に至る

## ■重要な兼職の状況

弁護士  
株式会社高速社外取締役(監査等委員)

## ■所有する当行の株式の数

2,300株

候補者番号

8

おく やま えみこ  
奥 山 恵美子 (1951年6月23日生)

再任

社外取締役  
独立役員

## 取締役候補者とした理由

地方行政に長く携わり、仙台市長などの行政の責任者としての豊富な経験や幅広い識見から、当行の社外取締役として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。選任後は、特に地方創生や地域貢献に関する助言・監督をいただくことを期待しております。

略歴、当行における地位及び担当  
(重要な兼職の状況)、所有する当行の株式の数

- 1975年4月 仙台市採用
- 2009年8月 仙台市長
- 2018年6月 当行取締役  
現在に至る

## ■所有する当行の株式の数

1,200株

招集ご通知

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

候補者番号

9

おお たい せい いち  
大 滝 精 一

(1952年9月8日生)

再任

社外取締役  
独立役員

## 取締役候補者とした理由

大学教育に長く携わった豊富な経験と経済・経営学に関する高度な専門知識を有していることから、当行の社外取締役として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。選任後は、特に地域経済および経営学の専門家としての助言・監督をいただくことを期待しております。

略歴、当行における地位及び担当  
(重要な兼職の状況)、所有する当行の株式の数

- 1987年10月 東北大学経済学部助教授
- 1992年4月 同大学経済学部教授
- 1999年4月 同大学大学院経済学研究科教授
- 2011年4月 同大学経済学研究科長・経済学部長
- 2014年7月 公益財団法人地域創造基金さなぶり  
理事長  
現在に至る
- 2016年6月 株式会社ユアテック監査役
- 2016年11月 一般社団法人ローカルグッド創成支援  
機構代表理事  
現在に至る
- 2018年4月 大学院大学至善館副学長  
現在に至る
- 2020年6月 当行取締役  
現在に至る

■所有する当行の株式の数  
400株

候補者番号

10

お やま しげ のり  
小 山 茂 典

(1957年2月28日生)

新任

社外取締役  
独立役員

## 取締役候補者とした理由

グローバルなものづくり企業の経営者としての豊富な経験と国際的な幅広い識見を有していることから、当行の社外取締役として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。選任後は、特に企業経営や地方創生に関する助言・監督をいただくことを期待しております。

略歴、当行における地位及び担当  
(重要な兼職の状況)、所有する当行の株式の数

- 1982年4月 東北金属工業株式会社  
(現株式会社トーキン) 入社
- 2007年4月 同社執行役員EMC事業部長
- 2010年6月 同社取締役執行役員
- 2011年6月 同社取締役執行役員常務
- 2012年2月 同社代表取締役執行役員社長
- 2017年4月 KEMET Corporation Executive  
vice president
- 2020年7月 株式会社トーキン 相談役
- 2021年7月 公益財団法人トーキン科学技術振興財団  
理事長  
現在に至る

■所有する当行の株式の数  
0株

社外取締役 会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者。

独立役員 東京証券取引所および札幌証券取引所の定めに基づく独立役員候補者。

- 注1. 各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
- 注2. 中村健氏、奥山恵美子氏、大滝精一氏、小山茂典氏は、社外取締役候補者であります。なお、当行は、中村健氏、奥山恵美子氏、大滝精一氏を東京証券取引所および札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。また、小山茂典氏を、東京証券取引所および札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出る予定であります。
- 注3. 中村健氏、奥山恵美子氏、大滝精一氏の当行の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもってそれぞれ以下のとおりであります。
- 中村健氏 7年  
奥山恵美子氏 4年  
大滝精一氏 2年
- 注4. 中村健氏および中村健法律事務所、奥山恵美子氏、大滝精一氏、小山茂典氏は、当行の取引先であります。取引の内容は一般預金者としての通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。
- 注5. 大滝精一氏が理事長を務める公益財団法人地域創造基金さなぶりは、当行の取引先であります。当行と公益財団法人地域創造基金さなぶりとの間には預金等の取引がありますが、通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。
- 注6. 小山茂典氏が理事長を務める公益財団法人トーキン科学技術振興財団は、当行の取引先であります。当行と公益財団法人トーキン科学技術振興財団の間には、預金等の取引がありますが、通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。
- 注7. 奥山恵美子氏は、当行の取引先である仙台市の出身者であります。当行は仙台市に指定された指定金融機関であり、公金の収納、支払の事務を取扱うほか、預貸金等の取引を行っております。仙台市との取引は、その性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。
- 注8. 大滝精一氏は、当行の取引先である東北大学の出身者であります。当行と東北大学との間には預金等の取引がありますが、通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。
- 注9. 小山茂典氏は、当行の取引先である株式会社トーキンの出身者であります。当行と株式会社トーキンとの間には預貸金等の取引がありますが、通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。
- 注10. 中村健氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として豊富な経験や幅広い識見を有していることから、当行の社外取締役に適任であり、当行の社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。
- 注11. 奥山恵美子氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、地方行政に長く携わり、仙台市長などの行政の責任者としての豊富な経験や幅広い識見を有していることから、当行の社外取締役に適任であり、当行の社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。
- 注12. 大滝精一氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、大学教育に長く携わった豊富な経験と経済・経営学に関する高度な専門知識を有していることから、当行の社外取締役に適任であり、当行の社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。
- 注13. 当行は、社外取締役候補者中村健氏、奥山恵美子氏、大滝精一氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによって生じた当行に対する損害賠償責任を法令に定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しており、各氏の取締役選任が承認された場合、当行は各氏との間で、当該責任限定契約を継続する予定であります。
- また、社外取締役候補者小山茂典氏の取締役選任が承認された場合、当行は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによって生じた当行に対する損害賠償責任を法令に定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。

注14. 当行は、取締役および執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料については当行が全額負担しております。当該保険契約は、被保険者である取締役および執行役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないほか、填補限度額および免責金額を設定することにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

各候補者の取締役選任が承認された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、2022年7月に当該保険契約を更新する予定であります。

## 第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役 中鉢充雄は、本総会終結の時をもって辞任しますので、監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

ち だ かず ひと  
千 田 一 仁 (1965年12月27日生)

新任



### 取締役候補者とした理由

営業店長、執行役員コンプライアンス統轄部長としての経験から、当行の取締役の職務執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識、経験及び十分な社会的信用を有していると判断し、監査等委員である取締役候補者いたしました。

### 略歴、当行における地位及び担当 (重要な兼職の状況)、所有する当行の株式の数

1989年 4月 当行入行  
2014年 6月 当行仙台市役所支店長  
2016年 6月 当行コンプライアンス統轄部長  
2019年 6月 当行執行役員コンプライアンス統轄部長  
2020年 6月 当行執行役員卸町支店長  
現在に至る

■所有する当行の株式の数  
1,400 株

注1. 候補者と当行の間には特別の利害関係はありません。

注2. 当行は、取締役および執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料については当行が全額負担しております。当該保険契約は、被保険者である取締役および執行役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないほか、填補限度額および免責金額を設定することにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

候補者の取締役選任が承認された場合、候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、2022年7月に当該保険契約を更新する予定であります。

以上

**(ご参考)****【社外取締役の独立性判断基準】**

当行における社外取締役の独立性判断基準は以下のとおりです。

**<独立性判断基準>**

当行において独立役員とは、法令が定める社外取締役の要件および東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」に規定された独立性基準を充足し、かつ、現在または最近<sup>(注1)</sup>において以下の各号のいずれにも該当せず、当行の株主と利益相反の生じるおそれがない者とする。

- A. 当行を主要な取引先とする者<sup>(注2)</sup>、またはその者が法人等である場合はその業務執行者
- B. 当行の主要な取引先<sup>(注3)</sup>、またはその者が法人等である場合はその業務執行者
- C. 当行から役員報酬以外に過去3年平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、または法律専門家
- D. 当行を主要な取引先<sup>(注2)</sup>とするコンサルティング会社、会計事務所、または法律事務所の社員等
- E. 当行の主要株主<sup>(注4)</sup>、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者
- F. 当行から過去3年平均で年間1,000万円以上の寄付金を受ける者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者
- G. 次に掲げる者（ただし、重要な者<sup>(注5)</sup>に限る）の二親等内の親族
  - a. 上記A. ～ F. に該当する者
  - b. 当行およびその子会社の取締役、監査役、執行役員および重要な使用人等

注1. 最近：実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。

注2. 当行を主要な取引先とする者：当行との取引による売上高が、当該取引先の直近事業年度の連結売上高の2%以上である先をいう。

注3. 当行の主要な取引先：当該取引先との取引による収益が、当行の直近事業年度の連結業務粗利益の2%以上である先をいう。

注4. 主要株主：総議決権の10%以上を保有する株主をいう。

注5. 重要な者：会社の役員・部長またはこれに相当する者、会計事務所や法律事務所等に所属する者については公認会計士や弁護士などをいう。

## 【スキル・マトリックス】

当行の取締役会は、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、また「Vision2030」に掲げる「なりたい姿」を実現するために必要な各取締役が備えるべきスキル等を特定したうえで、銀行業務に精通した社内取締役と、社外における豊富な経験や幅広い識見を有する複数名の社外取締役により、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスと多様性を備えた構成となっております。

なお、以下の一覧表は、本株主総会における「取締役（監査等委員である取締役を除く）10名選任の件」および「監査等委員である取締役1名選任の件」が原案どおりご承認いただいたことを前提に作成しております。

		社内取締役が経験等から有する知見							社外取締役に特に期待する分野・知見			
		経営戦略・新事業	コンプライアンス・リスク管理	人材育成	営業・地方創生	企業審査	国際・市場運用	デジタル・事務	企業経営	金融・経済	法務・コンプライアンス	地方創生
1	氏家照彦	○	○	○	○	○	○					
2	小林英文	○	○	○	○	○	○	○				
3	五十嵐信	○	○	○	○	○		○				
4	小野寺芳一	○			○	○	○	○				
5	小林淳	○			○	○	○	○				
6	村主正範	○			○	○	○	○				
7	中村健										○	
8	奥山恵美子											○
9	大滝精一									○		○
10	小山茂典								○			○
11	鈴木広一		○	○	○	○						
12	千田一仁		○		○	○						
13	鈴木敏夫								○			
14	山浦正井								○			○
15	牛尾陽子								○			
16	犬飼章								○			○

注. 上記一覧表は、各取締役が有するすべての知見等を表すものではありません。

## 株主優待制度のご案内

2022年1月に、株主の皆さまの日頃からのご支援に感謝するとともに、当行株式への投資魅力を高め、より多くの方々に当行株式を保有していただくとともに、地元特産品や寄付を優待内容とすることによる地域貢献を目的として、株主優待制度を導入いたしました。

### 株主優待制度の内容

地元特産品、寄付金またはギフトカードのいずれかひとつをお選びいただくことができます。



#### 地元特産品「セレクト7」の一例（定禅寺コース）

継続保有株数ごとに当行が厳選した宮城県産品を中心に7つの商品をご用意しております。



#### 寄付金

ご賛同をいただいた株主さまの寄付金を、「公益社団法人宮城県緑化推進委員会」に寄付いたします。



#### ギフトカード (QUOカード)



対象となる株主さまへ6月29日（水）の株主総会終了後、「株主優待ご利用のご案内」および「株主優待申込書」を決議通知書に同封してお送りします。ご希望の商品等をお選びいただき、**11月30日（水）**までにお申し込み下さい。

コース名	定禅寺コース	広瀬コース	青葉コース
継続保有株数	300株以上1,000株未満	1,000株以上3,000株未満	3,000株以上
地元特産品	3,000円相当の商品	5,000円相当の商品	10,000円相当の商品
寄付金	3,000円	5,000円	10,000円
ギフトカード (QUOカード)	3,000円	5,000円	10,000円

注1. 毎年3月31日現在の株主名簿に記録された、当行株式を300株以上保有されている株主さまのうち、継続して1年以上保有されている株主さまを対象といたします。ただし、本制度導入にあたり、2022年3月31日現在の株主名簿に記録された300株以上を保有する株主さまには、初回に限り、保有期間にかかわらず株主優待を実施いたします。

注2. 継続保有期間につきましては、毎年3月31日および9月30日の当行株主名簿に、同一株主番号で連続して3回以上記録されていることで判定いたします。



## 株主総会会場ご案内略図

### ■ 会 場

仙台市青葉区中央三丁目3番20号

七十七銀行本店4階会議室

電話 (022) 267-1111 (代表)



### ■ 最寄りの駅

JR線

仙台駅から徒歩 約10分  
あおば通駅から徒歩 約5分

仙台市  
地下鉄

仙台駅から徒歩 約7分  
青葉通一番町駅から徒歩 約10分

駐車スペースが限られておりますので、公共交通機関等をご利用いただきますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。



環境に配慮した植物油  
インキを使用しています。